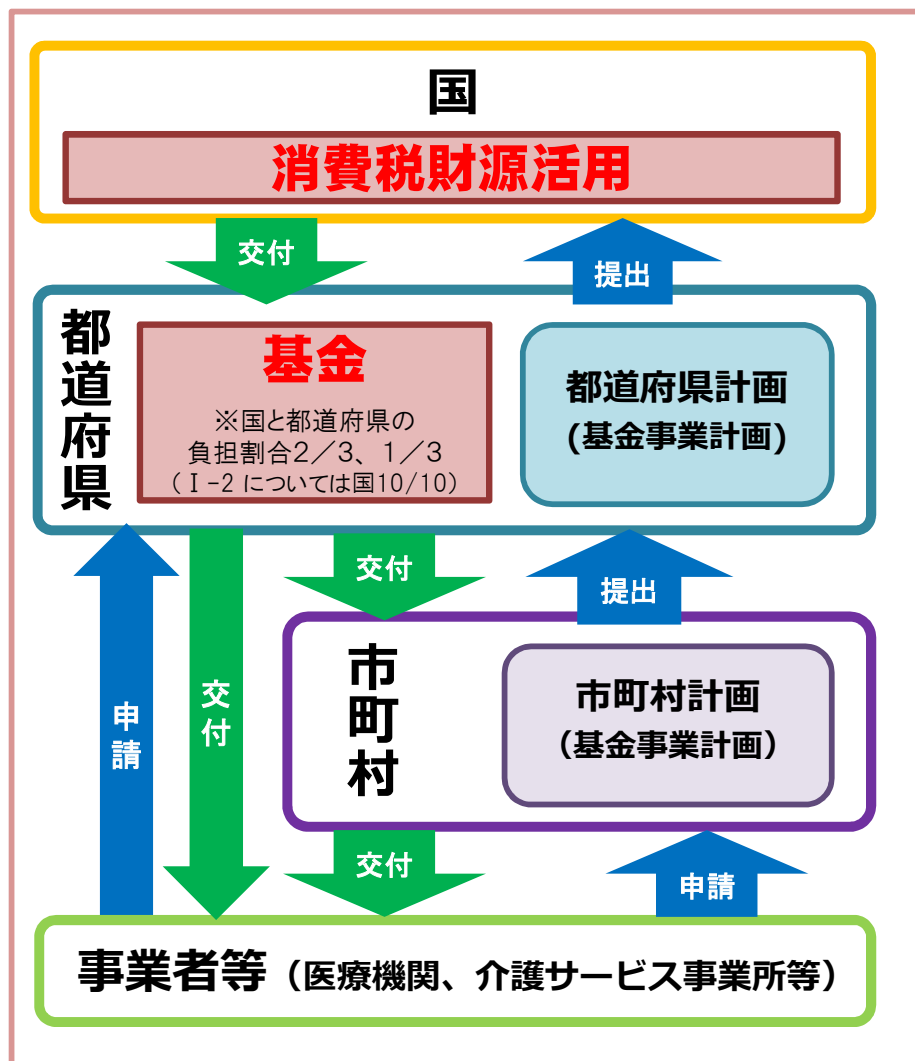


# 地域医療介護総合確保基金

令和4年度予算額:公費で1,853億円  
(医療分 1,029億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



## 都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- **基金に関する基本的事項**
  - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
  - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
  - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**  
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施  
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

## 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

# 麻薬等対策推進費（広報経費）

## ●薬物乱用防止デジタル広報啓発事業（令和3年度より開始）

令和4年度予算額	令和3年度予算額
60,000千円	30,000千円

### 現状・課題

- 第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月薬物乱用対策推進会議）において、「目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」が掲げられている。
- 大麻事犯については、検挙人員が7年連続で増加し、令和2年は過去最多（5,260人）を更新した。検挙人員の約6割が30歳未満であり、特に若年層における乱用拡大が危惧される。大麻乱用期とも言える様相を呈している。
- スマートフォン等の普及により、手軽にインターネット、特にSNS等を利用して情報共有が容易になっており、乱用される薬物の取引形態が多様化・巧妙化している。
- デジタルツールによる情報収集に長けた現代の若年層に対して、新たな広報啓発が必要となっている。
- 日本の薬物生涯経験率は諸外国より著しく低いものの、既存の啓発広報は詳細な効果検証が難しいという課題がある。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と両立できる広報啓発手法の導入が課題である。
- 『若年層を対象としたより効果的な薬物乱用予防啓発活動の実施等に関する研究』（令和2～4年度医薬品・医療機器等RS政策研究事業）の成果を政策に反映する。
- 令和3年度は短期間（3ヶ月程度）のパイロット事業として実施。令和4年度より拡充して実施する。

### 事業内容

#### （1）事業目的

新たな広報啓発の方法として、デジタル世代の若年層等をターゲットにした、インターネット上での行動に応じた広報啓発を通年で実施する。

#### （2）事業概要

- ① 啓発対象者（ハイリスク層）の絞り込み（ターゲティング） ex.性別、年齢、地域、興味関心項目、検索ワード、サイト閲覧履歴等
- ② 対象者に有効なコンテンツ（特設サイト、動画等）の作成
- ③ 薬物の取引等にも使われるSNS等（Twitter等）で配信
- ④ 効果検証 ex.クリック数・率、サイトの滞在時間、動画視聴数・視聴時間、行動変容数・率等

## その他の事業内容

### ○覚醒剤防止特別対策事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額): 62,218千円(62,218千円)

#### (1)事業目的

- ア 青少年等の国民一人一人に薬物乱用に関する正しい知識を普及するため、教育機関等を訪問し薬物乱用防止啓発活動を行う。
- イ 広報活動の一環として、薬物乱用防止教室の講師等を行える指導員を養成するための研修を行う。
- ウ 「国連薬物乱用根絶宣言」の支援策として実施している「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等に必要な啓発資材の作成・配布を行う。

#### (2)事業概要

- ア 教育機関等を訪問し覚醒剤等乱用防止のための啓発活動を実施する。
- イ 全国約2万人の「薬物乱用防止指導員」の中から薬物乱用防止教室の講師等を行える指導員を養成するための研修を開催する。
- ウ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施に必要なポスター、リーフレットを作成・配布する。

### ○児童保護者啓発事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額): 7,793千円(7,793千円)

#### (1)事業目的

近年、青少年の間で薬物の乱用に対する警戒感や抵抗感が薄れてきており、低年齢層を対象とした薬物乱用防止の啓発活動が重要となっている。少年の大麻事犯による検挙人員は899人で令和元年と比較し、284人増加するとともに、検挙人員全体に占める少年の割合も増加している。このため、10歳代の早い時期から大麻をはじめ、あらゆる乱用薬物の恐ろしさについて正しい知識を植え付けることが重要であり、低年齢層を対象とした薬物乱用防止啓発活動の一環として、社会環境や友人の影響を受けやすい子ども達に対する家庭における啓発を強化する。

#### (2)事業概要

- 全国の小学校6年生の保護者を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成・配布する。

### ○特定薬物乱用重点予防啓発事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額): 7,537千円(7,537千円)

#### (1)事業目的

最近の薬物情勢は、全薬物事犯の検挙人員に占める覚醒剤事犯の検挙人員の割合は約6割となっており、依然として覚醒剤事犯はわが国の薬物問題の中心である。また、青少年については、大麻事犯の検挙人員の約5割が未成年者及び20歳代の若年層が占めており、近年、大麻事犯の低年齢化が社会問題となっているなど、青少年を中心とした大麻の乱用状況がうかがわれる。このため、青少年を対象に薬物乱用予防啓発を重点的に行い、薬物乱用の拡大を防止する必要がある。

#### (2)事業概要

- 全国の高校卒業予定者向けに薬物乱用防止啓発読本を作成・配布する。

### ○未成年労働者等啓発事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額): 4,285千円(4,285千円)

#### (1)事業目的

これまで、児童・生徒及びその保護者に対する薬物乱用防止啓発活動として、薬物乱用防止読本の作成・配布を実施してきたが、「学校外の場」における青少年への啓発活動を強化する必要があることから、未成年労働者等を対象とした啓発活動を展開するのに必要な経費である。

#### (2)事業概要

- 全国の青少年(特に未成年労働者(15歳～19歳)等)を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成し、関係団体等を通じて、当該読本を配布する。

### ○薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額): 6,171千円(6,171千円)

#### (1)事業目的

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定)、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」(平成29年12月閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月閣議決定)において、再乱用防止対策が掲げられていることから、着実な実施が求められる。

#### (2)事業概要

- 再乱用防止対策啓発冊子を都道府県警察や地方検察庁等の捜査機関に配布し<sup>3</sup>知識の向上を図る。



# 薬物乱用防止対策

<p><b>目的</b></p>	<p>青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止</p>	<p>薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止</p>
<p><b>対象者</b></p>	<p>国民全般(主に学生)</p>	<p>薬物使用経験者(初犯・再犯者等を含む)</p>
<p><b>実施内容</b></p>	<p>●青少年に対する普及啓発(薬物乱用防止啓発読本) 【小学6年生保護者向け】 【高校卒業予定者向け】 【青少年向け】</p>  <p>●地域における国民的啓発運動 不正大麻・けし撲滅運動『ダメ。ゼッタイ。』普及運動 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 (6月20日～7月19日) (5月1日～6月30日) (10月1日～11月30日)</p>  <p>●薬物乱用防止啓発訪問事業 小・中学校を始めとした教育機関等からの要請に基づき、薬物乱用防止教室等へ講師を派遣して、啓発を実施。 また、FacebookやTwitterを活用して情報を発信。</p> 	<p>●相談機関活用促進のための啓発 薬物問題を抱える当事者や家族のための小冊子の配布。</p>  <p>●再乱用防止プログラムの周知広告 薬物事犯により検挙され、保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等に対して、再乱用防止プログラム、相談窓口の周知。</p>  <p>●薬物依存症・中毒に関する啓発 薬物依存症・中毒に関する正しい知識・理解の普及のため、一般市民や民間団体等を対象として、依存症専門家を招き全国6ブロックで「再乱用防止対策講習会」を開催。</p>

## 関係機関との連携

<啓発> 若年層に向けて、大麻等の違法薬物に関する正しい知識を周知し、薬物乱用防止の広報啓発。

<再乱用防止> 保護観察所、医療機関、精神保健福祉センター及び保健所等と機関横断的な連携強化を図りつつ、地域の実状に即した、再乱用防止対策への取組み。

## 【背景・課題】

- 平成15年の食品衛生法改正により、食品中に残留する農薬、飼料添加物と動物用医薬品について、いわゆるポジティブリスト制度を導入（平成18年5月29日に施行）。
- 同制度の導入に伴い、それまで国内登録がなく残留基準値が設定されていなかったものや、一部の食品にしか基準値がなかったもの等、758農薬等については、暫定基準を設定したところであり、この暫定基準について、国内外における使用実態等を踏まえて、順次本基準への見直しを進めていく必要。（令和3年度末時点で残り237品目）
- さらに、こうした基準値に対しては、国内外の最新の情報を踏まえ、適宜見直しを行うとともに、併せて、食品中の含有の実態把握、国際的な評価手法の導入や基準値への適合性を判断するための分析法の開発等を進める必要。

## 【事業内容】

- **分析法の策定・改善**
  - ・ 分析法の開発（個別試験法及び多成分同時試験法）
- **基準の妥当性の確認や近年の食生活を踏まえた暴露評価を行うための調査**
  - ・ 一日摂取量調査の実施、自然に食品に含まれる物質（汚染物質等）の実態調査
- **残留基準値見直しに係る補助業務**
  - ・ 国内外における関連資料・情報の収集・整理 等

## 【期待される成果】

- 見直しに当たっては、調査結果を踏まえ、優先順位を決定し、効率的な見直しが可能。
- 分析法の新規開発や見直し等により、制度の適切な運用と効果的な監視が可能。  
⇒ 人の健康を損なうおそれがないことを確認した本基準の設定を通じた食品安全の確保

## 背景

- 病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の約3人に1人と多数を占める。病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々も多い。
- ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）では、一億総活躍社会を実現するためには、がん患者等が希望や能力、疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要であるとされている。
- 働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）においても、「病気の治療と仕事の両立」について、会社の意識改革と受入れ体制の整備及び、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築することとされている。
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（平成30年7月6日公布）において、病気の治療と仕事の両立支援は、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定と職業生活等の目的を達成するために総合的に講じるべき施策の一つとして、明確に位置づけられた。

## 事業概要

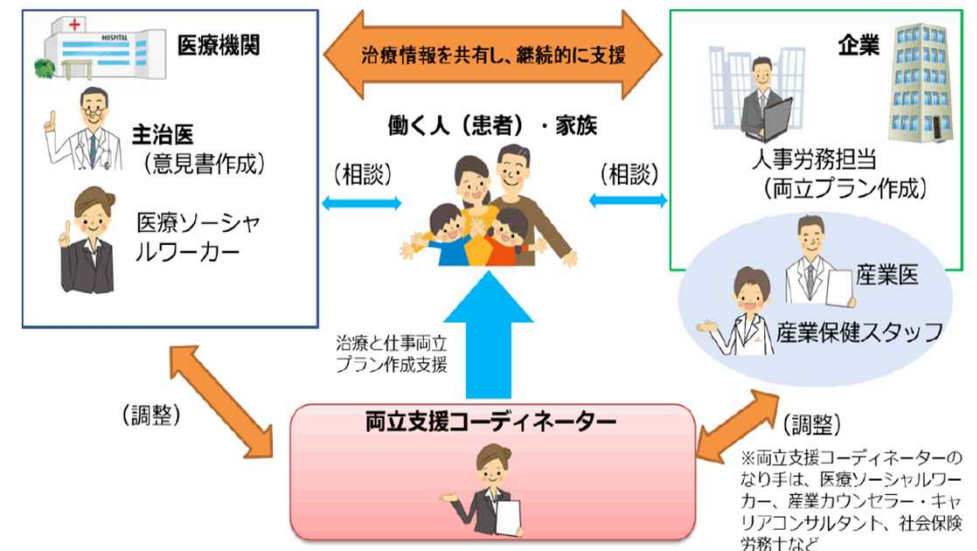
- 労働者の治療と仕事の両立支援について、手引や指針等を作成し、「治療と仕事の両立支援ナビ」（ポータルサイト）の運用やシンポジウムの開催、セミナーの実施等により周知することを通じて、事業者、医療機関、支援者等に対する支援の取組の普及促進を行う。

## 事業目的

- 病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指す。（働き方改革実行計画）
- 事業者や労働者、医療機関、支援機関が必要とする支援ツールの作成・提供、具体的・効果的な情報提供を通じ、労働者の治療と仕事の両立を推進する。

## 事業内容

- **地域両立支援推進チームの運営 5百万円**
  - 地域全体の取組みを推進するための会合を都道府県単位で組織する。
- **広報事業 101百万円**
  - 治療と仕事の両立支援に係る事例収集を行い、ガイドラインや取組を周知するためのシンポジウムを開催する。
  - 広報用ポータルサイトを運用し、両立支援に係る情報や事例の公表等を行う。
- **ガイドラインのコンテンツ拡充 15百万円**
  - 環境整備を進めるための参考資料や、労働者の申出から両立支援プラン策定等の個別支援に資するツール等を作成し、コンテンツを拡充する。





# フリーターに対する就職支援

## 背景

- フリーターは減少傾向にあるものの全国で依然、約137万人（2021年）存在している。フリーターは収入やキャリア形成、社会保障など様々な面で課題があり、フリーターの長期化は経済社会全体にも影響を及ぼしかねない
- そのため、35歳未満の不安定就労者で正社員就職を希望する者等について、専門機関である「わかものハローワーク」等において、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響も踏まえつつ、引き続き支援を実施する必要がある。

## 対策

- わかものハローワーク（25→22カ所）
- わかもの支援コーナー等（196→199カ所）
- 就職支援ナビゲーター（学卒・若者支援分）

若年者の採用・就職活動に精通した専門の相談員として、わかものハローワーク等に配置

### （主な支援内容）

新型コロナウイルス感染症の雇用に与える影響も踏まえ、以下の業務を引き続き実施

- ・事業主からの定着支援に係る相談を受け、重点的に事業所へ訪問、定着支援の個別指導
- ・人材確保が困難な中小企業に対するフリーターのマッチング推進（人材確保側面を考慮した求人抽出、求人条件の緩和指導等、企業に対する支援や個人の希望や能力に応じ公的職業訓練への誘導を含む）
- ・初回利用時のプレ相談の実施、担当者制によるマンツーマンでの個別指導
- ・正社員就職に向けた就職プランの作成、職業相談・職業紹介
- ・正社員就職に向けたセミナー、グループワーク等の各種支援メニュー
- ・就職後の定着支援の実施 等



# 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業



令和4年度予算額 134,439 千円  
令和3年度予算額 159,317千円

## 趣旨・目的

企業における女性活躍推進に関する情報や、女性活躍推進と仕事と家庭の両立に係る取組を一覧化し、公表する場を提供することにより、女性の活躍推進のための取組や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい環境整備を促進する。

＜企業比較＞

※最新の数値が掲載されていて各社の比較もしやすい！  
女性が管理職として活躍している企業に興味がある。

企業名	A社	B社
本社所在地	東京都〇〇区123	東京都〇〇区456
企業認定等		
1. 採用した労働者に占める女性労働者の割合	(事務職)40% (技術職)30%	(事務職)20% (技術職)10%
3. 労働者に占める女性労働者の割合	(事務職)30.2% (技術職)3.3%	(事務職)12.2% (技術職)1.5%
5. 男女別の育児休業取得率	(事務職)男性:15%、女性:95% (技術職)男性:3%、女性:89%	(事務職)男性:7%、女性:90% (技術職)男性:0.5%、女性:89%
8. 年次有給休暇の取得率	(正社員)75%	(正社員)50%
10. 管理職に占める女性労働者の割合	30% (1,500人) 管理職全体(男女計)5,000人	

女性の活躍を進めて認定を取得した企業だ！

育児休業や有給休暇は取得しやすい企業かな？

## 今後の取組

- ・本情報サイトの周知徹底を図るとともに、女性活躍推進法の改正により、令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定・届出が義務化される常時雇用労働者101人以上300人以下の企業を含む企業に対し、積極的な登録勸奨を行う。
- ・学生をはじめとした求職者が効率的に企業情報を収集し、企業選択に資するよう、検索機能の拡充等、利便性の向上を図る。
- ・女性の活躍推進及び仕事と育児・介護の両立支援について、他の模範となる取組を行う企業の事例を収集・取りまとめを行い、企業向けに発信する。

## 効果

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等が新たに義務付けられる常時雇用労働者101人以上300人以下の企業を含む企業の一般事業主行動計画の策定・届出等が促進される。
- ・ユーザー(就職活動中の学生、求職者等)の本サイトの利用拡大により、女性の活躍推進に積極的な企業ほど選ばれるようになる。
- ・企業自身にとっても、他社との比較により自社の女性活躍の状況が「見える化」され、取組が浸透する。  
⇒企業における女性の活躍・役員や管理職への女性登用を強く促進。  
女性の活躍推進を促す様々なインセンティブ施策の中で、とりわけ費用対効果の高い手法。

## ＜女性の活躍に関する情報公表項目＞

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用した労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>・労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>・係長級にある者に占める女性労働者の割合</li> <li>・管理職に占める女性労働者の割合 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>・男女別の育児休業取得率</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・有給休暇取得率 など</li> </ul>



# 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

令和4年度予算：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金386億円の内数（383億円の内数）

東日本大震災における被災地支援の経験、課題等を踏まえ、要配慮者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援（災害派遣福祉チームの派遣）が行えるよう、都道府県単位での福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることが必要。

こうしたネットワークの全国的な構築を推進するため、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、各都道府県による公民協働の取組を支援する。

※1 都道府県当たりの補助上限額：基本事業等645万円<sup>(注)</sup>（定額補助）＋体制強化事業150万円（1回限りの定額補助。ネットワーク構築済み都道府県のみ）

<sup>(注)</sup> 基本事業のうち連携体制充実事業及び災害対応力向上事業を実施しない場合は補助上限額：150万円

## 【参考】

### 1. 災害福祉支援ネットワークとは・・・

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保するためのネットワーク

### 2. 災害派遣福祉チームとは・・・

社会福祉士や介護福祉士等の多職種から構成され、一般避難所における災害時要配慮者に対し、①他の福祉避難所等への誘導、②アセスメント、③食事、トイレ介助等の日常生活上の支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備等の福祉支援を実施

## 事業の流れ



**【基本事業】※150万定額補助**  
 ○事務局の立ち上げ・運営、○支援体制検討・構築、○普及・啓発、○DWATの組成、○他都道府県との連携

**【災害対応力向上事業】※上限に320万上乘せ**  
 ○災害福祉支援コーディネーターの配置  
 ○保健医療活動チームとの合同研修・訓練

**【連携体制充実事業】※上限に175万上乘せ**  
 ○保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討・構築、○受援体制の検討・構築、○市町村の会議への参加と連携体制の構築等

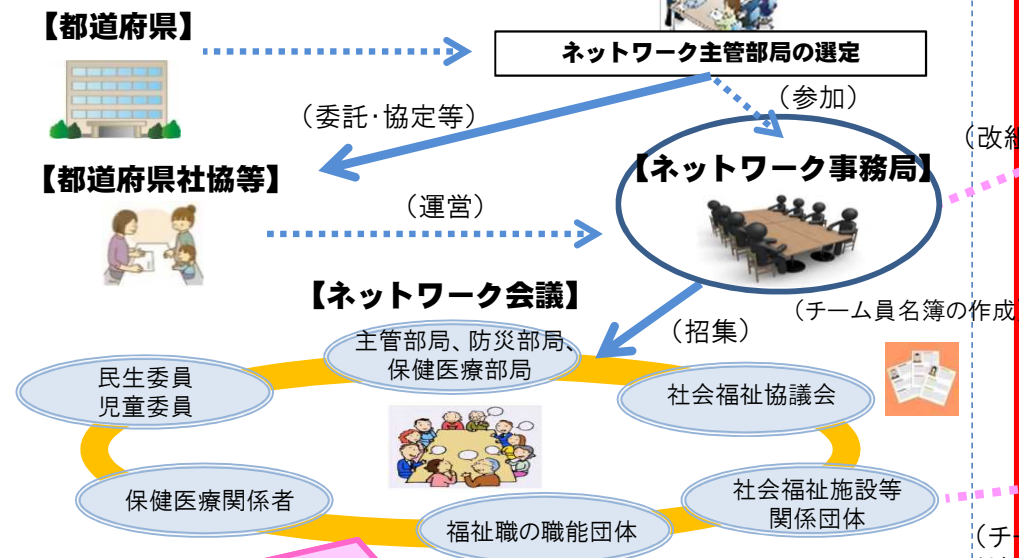
**【体制強化事業】※150万定額補助(1回限り)**  
 ○ネットワーク本部の体制整備  
 ○被災状況把握のためのシステム作り

# 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

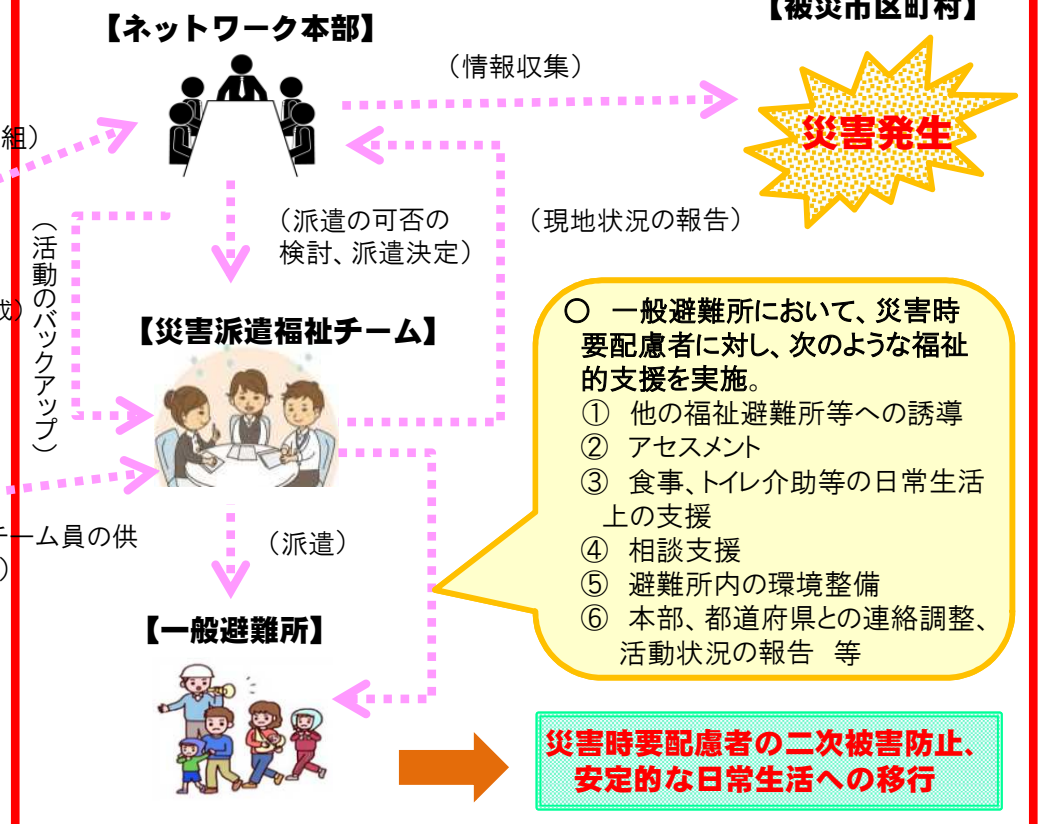
(平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

## 【平時】



## 【災害時】



- 一般避難所において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。
  - ① 他の福祉避難所等への誘導
  - ② アセスメント
  - ③ 食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
  - ④ 相談支援
  - ⑤ 避難所内の環境整備
  - ⑥ 本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告等

災害時要配慮者の二次被害防止、安定的な日常生活への移行

- ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。
  - ① チーム組成の方法、活動内容
  - ② チームの派遣決定及び情報収集の方法
  - ③ 災害時における関係者の役割分担
  - ④ 災害時における本部体制の構築
  - ⑤ 費用負担
  - ⑥ 保健医療関係者との連携
  - ⑦ チーム員に対する研修・訓練
  - ⑧ 住民に対する広報・啓発等

※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

## 都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWA T設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは45都道府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは41府県(うち活動実績があるのは13府県)

※ 「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	○	○	石川県	○	○	岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	○	○	広島県	○	
岩手県	○	◎	山梨県	検討中		山口県	○	令和4年度設置予定
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	○
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	◎
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	○	○
茨城県	○	○	三重県	○	○	福岡県	○	○
栃木県	○	◎	滋賀県	○	○	佐賀県	○	○
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	○	○	兵庫県	○	令和4年度設置予定	大分県	○	○
東京都	○		奈良県	○	○	宮崎県	○	○
神奈川県	○	○	和歌山県	検討中		鹿児島県	○	○
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○	○	島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験あり。

令和4年3月31日現在 厚生労働省調べ



# 昭和館運営事業

- ◆ 戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えていくため、平成11年3月に開設
- ◆ 実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧、関連情報提供事業などを行う

※平成28年度～令和3年度は「戦中・戦後の労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業」、令和元年度からは「戦中・戦後の労苦を伝える戦後世代の語り部活動事業」も実施している。

- ◆ 一般財団法人日本遺族会に運営を委託

## 《基礎情報》

場 所	東京都千代田区九段南1-6-1
敷地面積	2,138㎡
構 造	地上7階 地下2階鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート
延床面積	8,514㎡（2階広場を含む。）
竣 工	平成10年12月25日
開 館	平成11年 3月27日
開館時間	午前10時～午後5時30分（入館は午後5時まで）
休 館 日	月曜日（祝日または振替休日の場合はその翌日） 12月28日～1月4日

## 《令和3年度予算額》

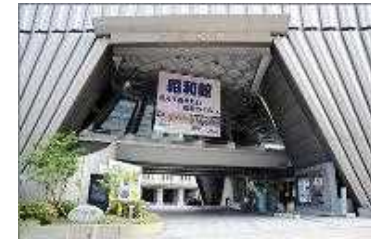
当初：459百万円（委託費）、74百万円（本省経費）  
補正： 36百万円（昭和館収蔵品のデジタルアーカイブ整備等事業）

## 《入館状況》（令和3年度1月末時点）

① 昭和館開館以来の総入館者数	約643万人
② 令和元年度入館者数	約 35万人
③ 令和2年度入館者数	約7.1万人（※）
④ 令和3年度入館者数（1月末まで）	約6.6万人（※）

※新型コロナウイルスの影響により来館者数が減少した。

## ＜昭和館外観＞



## ＜展示の様子＞



## ＜事業内容＞

- ① 展示事業  
戦中・戦後の国民生活の姿を伝える資料の収集、保存、展示
- ② 図書映像資料等閲覧事業
  - ア 図書・文献資料  
戦中・戦後の国民生活に係る図書・文献その他戦争に関する基本的図書及び独自資料の収集・閲覧
  - イ 映像・音響資料  
戦中・戦後の国民生活に係る映像・音響資料の収集・閲覧
- ③ 関連情報提供事業
  - ア 内外の資料館等の概要情報、文献図書などの所在情報の提供
  - イ 物、言葉、人名、地図、年表などの百科事典的情報の提供
  - ウ 昭和館の収蔵図書、所蔵品の情報
  - エ 戦没者の死亡状況情報（戦史叢書などのデータベース化）

# 障害者自立支援機器等開発促進事業

## 事業目的

[令和4年度予算 118,607千円] (令和3年度予算 118,607千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。ニーズとシーズのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行う。さらに、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始める事で支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。

## 事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的な支援機器の製品化)に対する助成  
①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業
- (2) ニーズ・シーズマッチング強化事業
- (3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業(※令和4年度新規創設)

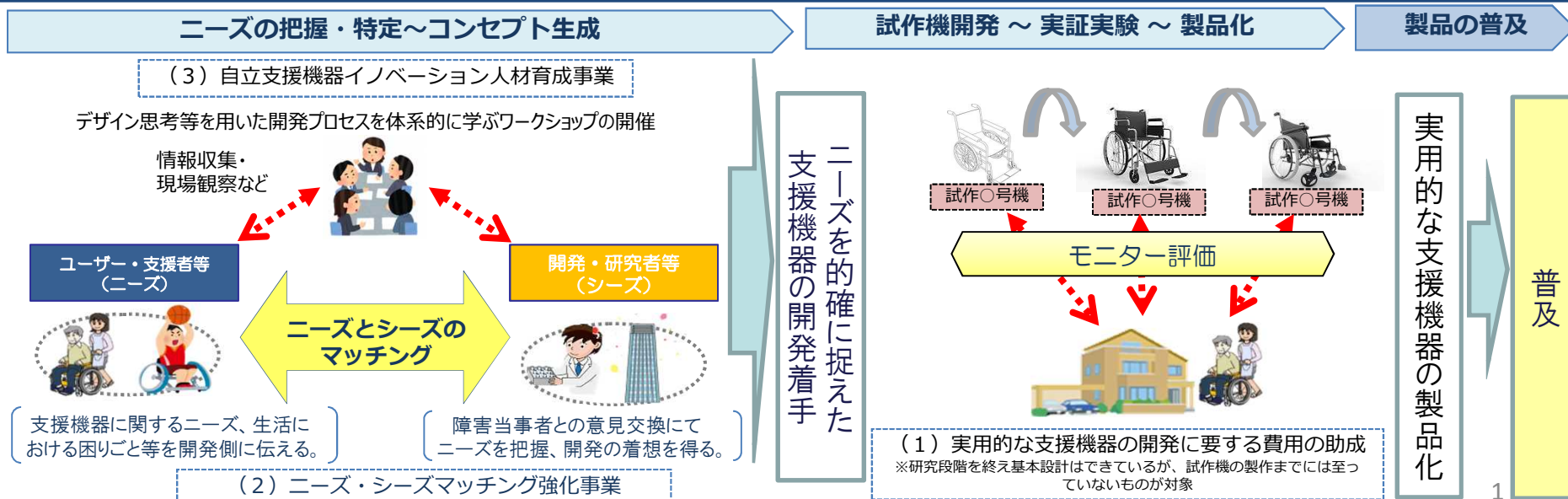
## 実施主体

民間団体(公募)

## 補助率

(1)は、中小企業2/3(※(1)-(2)は初年度のみ10/10)、大企業・公益法人1/2。(2)・(3)は、定額(10/10相当)

### ニーズ把握から製品販売までのイメージ図



# 見える化推進事業

令和3年度当初予算額	令和4年度予算額
3.6億円	3.0億円

## 1. 事業の目的

社会保障・税一体改革においては高齢化が一段と進む2025年に向け地域包括ケアシステムの構築を目指しており、厚生労働省では、地域包括ケア「見える化」システムを運営して必要な情報を提供し、各保険者が、要介護度別認定率や一人当たり介護費の地域差等の課題の把握や分析をしやすいするとともに、これらの課題に基づいた介護保険事業（支援）計画の策定や、その進捗管理等を支援している。

本システムの指標等を活用し、保険者の現状を地域の関係者と共有しつつ、介護保険事業の推進が円滑に進むための改修を行う。

## 2. 業務概要

- 介護保険総合データベース等の情報から、グラフやマッピング等の直感的に分かる指標を「見える化」することで、介護保険事業（支援）計画を立案する担当者の策定支援等を推進する。
- 自治体内の関係者が一元化された情報を共有することで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携をしやすいになる。
- 地域間比較等により、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考にすることで、自らに適した施策を検討しやすいになる。
- 住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすいになる。

## 3. 実施主体

国（民間法人へ委託）

## 4. 創設年度

運用開始年度：平成27年度（構築年度：平成26～27年度）



# 特定健診・特定保健指導等の国庫補助事業

令和4年度予算額：211.5億円  
(令和3年度予算額：221.9億円)

## 1. 概要

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進するもの。

## 2. 予算額・負担割合

	令和4年予算額 (令和3年度予算)	負担割合
国民健康保険 特定健康診査・保健指導負担金	158.8億円 (169.3億円)	国:1/3、都道府県:1/3、保険者1/3
国民健康保険組合 特定健康診査・保健指導補助金	5.7億円 (5.7億円)	定額 (市町村国保と同様に1/3を予定)
健康保険組合 特定健康診査・保健指導補助金	27.2億円 (27.2億円)	
全国健康保険協会 特定健康診査・保健指導補助金	19.8億円 (19.8億円)	
合計	211.5億円 (221.9億円)	-

## 特定健診・特定保健指導の概要

- ▶ 根拠法 : 高齢者の医療の確保に関する法律
- ▶ 実施主体 : 医療保険者
- ▶ 対象 : 40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者
- ▶ 内容(健診) : 高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病に関する健康診査を実施。
- ▶ 内容(保健指導) : 健診の結果、健康の保持に努める必要がある者に対して特定保健指導を実施。
- ▶ 実施計画 : 医療保険者は6年ごとに特定健診等実施計画を策定
- ▶ 計画期間 : 第1期(2008~2012年度)、第2期(2013~2017年度)  
第3期(2018年度~2023年度)
- ▶ 項目等 : 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等